

3月8日(木)
2012年(平成24年)

「みなし労働」適用不当

添乗員残業代 1審を変更

東京高裁

労働時間の算定が難しい場合にあらかじめ一定の労働時間を働いたことにする「みなし労働時間制」を巡り、添乗員派遣会社「阪急トラベルサポート」(大阪府)の添乗員6人が適用は不当として残業代の支払いを求めた2件の訴訟の控訴審判決が7日、東京高裁であった。大竹たかし裁判長は1審・東京地裁判決(10年7、9月)を

変更し、適用を不当として計約2730万円の支払いを命じた。大竹裁判長は適用の可否について「使用者の指揮監督が及ばず、労働時間を把握することが困難な場合に限り」との判断を提示。添乗員は会社側の指示書に基づき業務に就くうえ、飛行機の出発・到着時間も客観的に把握でき、労働時間の算定は可能とした。1審判決は添乗員が事業所に立ち寄りずに出発・帰宅している点などから「算定は難しい」と適用を妥当としていた。原告の大島由紀さん(47)は記者会見で「判決で業界に波及効果があれば」と話した。同社のみなし労働時間制を巡っては、他に1件の訴訟があり、東京高裁はこれについても適用は不当と判断している。

【野口由紀】

阪急トラベルサポートの話 添乗業務の実態からかけ離れた判決であり、到底承服しがたい。上告する。

「みなし労働」認めず

労働時間の算定が難しい場合に一定時間を定める「みなし労働時間制」を適用するのは不当だとし、阪急交通社の子会社「阪急トラベルサポート」(HTS、大阪市)の派遣添乗員6人がHTSに未払い賃金の支払いを求めた訴訟で、東京高裁(大竹たかし裁判長)は7日、みなし労働の適用を妥当とした1審判決を変更し、「適用するべきではない」とする判決を言い渡

した。その上で、1審が未払いの残業代として1人当たり約84万5271万円にとどめた支払額を、約106万5356万円に増額した。

2012年(平成24年)

3月8日 木曜日

THE YOMIURI SHIMBUN

読賣新聞